

ニュースレター

2020年 3月

インドネシア憲法裁判所による信託担保に対する債権者権利についての憲法解釈

連絡先： Andi Kadir

Senior Partner
+62 21 2960 8511
andi.kadir
@bakermckenzie.com

Indri Pramaswari Guritno

Senior Partner
+62 21 2960 8686
mita.guritno
@bakermckenzie.com

Hadyu Ikrami

Associate
+62 21 2960 8635
hadyu.ikrami
@bakermckenzie.com

日本語でのお問い合わせ：

Yoko Inoue (井上 洋子)
+65 6434 2605
yoko.inoue
@bakermckenzie.com

判決

今般、憲法裁判所は、信託担保権に関する 1999 年法律第 42 号の第 15 条第 2 項とその解明、及び第 15 条第 3 項(「信託担保法」)を解釈する判決を出した。本判決は、これらの規定を無効とするのではなく、次のような憲法解釈を下した：

1. 第 15 条第 2 項およびその解明は、債務不履行に関する合意がなく、且つ債権者が担保対象物を任意に引渡すことを拒否する場合、債権者は担保対象物の占有および売却について、民事裁判所の支援を申請する必要がある。
2. 第 15 条第 3 項の規定は、債権者が債務者の債務不履行について一方的に判断はできず、むしろ、当事者間の合意または特定の法的手続に基づく必要がある。

憲法裁判所の判決は最終的で拘束力があり、上訴の対象とはならない。

本判決は、ローンの信託担保として車を預けていた個人 2 名による上記規定の憲法審査で下された。債権者は債務者の債務不履行により車を占有していた。


信託担保法第 15 条第 2 項

本規定は、「第 1 項にある信託担保証書は、最終的かつ拘束力のある裁判所の決定と同じ執行力を有する」と定めている。

裁判所は、本規定を次の 2 つの条件が満たされる場合、当該執行権は、司法手続を通じて行使されなければならないと解釈している。ここで言う 2 つの条件とは、(1) 債務不履行に関する合意がない、加えて(2) 債務者が債権者に対する担保対象物の任意引渡しを拒否していることである。これらの条件が満たされた場合、裁判所は、担保対象物を引き継ぎ、裁判所の決定なしに販売するような債権者の一方的な行為を禁止することになる。このような状況では、債権者は債務者から担保対象物の所有権取得の権利を行使するため、民事裁判所に支援を申請する必要がある。

本判決の理論的根拠は、債務者に債務不履行の告発から自己防御するための憲法上の権利を与える必要があるという議論に基づいていると思われる。裁判所は第 3 項 14 で、「(信託担保法) 第 15 条第 2 項において、信託担保証書は...債権者に対して非常に重要な権利を与えるものであると単に理解することができる...なぜなら...債権者は、いつでも債務者から担保対象物を譲り受け、その後誰にでも売却することができる...よって、証書の執行力が最終的かつ拘束力のある裁判所の決定に等しいからである」と述べている。

従って、裁判所は「債権者に与えられる排他的権利がありながら、他方では、契約不履行の告発から自己防御するための権利である法的保護に対する債務者の権利を無



視している」と続けて述べており、さらに、裁判所は第3項15で、信託担保そもその概念が「債務者は困窮する当事者であるため、債務者と債権者の交渉上の地位が不均衡であること」を示し、「…担保権の実行手続なく…、一方的に信託担保権を実行するという債権者の行動は、債務者に対する債権者(またはその代表者)によってしばしば行われる身体的および心理的脅威など、虐待や『非人道的な』行為を引き起こす可能性がある」と断言している。

債権者の権利を執行する民事裁判所の支援は、略式手続によって行われるが、その手続は、執行手続を妨害し、法律上の駆け引きの余地を与え、担保対象物に対する執行プロセスを遅延させる可能性がある。明確に示されていないものの、憲法裁判所は、以下2つの条件が満たされた場合には、債権者の担保対象物の執行権を民事裁判所が監視することを意図したものと思われる。

第一条件：「債務不履行に関する合意欠如」 - 裁判所は債務者による債務不履行の承認を求めるか？

裁判所が何を以て「債務不履行に関する合意欠如」とするかは、完全には明確ではない。債務者が債務不履行を認めなければならないということか、それとも債務不履行の条件を定めた基本的な合意があり、債務者がそれらいずれかの条件を満たしている限り、債務不履行とみなされるのであろうか。

裁判所の理論に沿うため、後者が正しい解釈だと思われる。裁判所は、第3項14及び第3項16において、債務者の権利、すなわち、債務不履行の告発から自己防御する権利は保護されなければならないと繰り返し述べている。しかしながら、債務者が債務不履行の条件を契約に含めることで権利を交渉した場合に、信託担保権の実行にあたり、債務者による債務不履行の承認を依然として必要とする判決を合理化するのは困難である。債務者が債務不履行を承認しなければならないと解釈されると、債務不履行者が債権者の権利行使を妨害するために利用する可能性がある。憲法裁判所が信託担保法の意味をこのように限定しようとしているとは考えにくい。

第二条件：「債務者が信託担保に対する任意引渡しに不服を申し立てる」

裁判所が課すもう一つの条件は、「債務者の信託担保引き渡しへの不服申し立て」である。裁判所は、債務者が担保対象物の引渡しに同意しない場合、債権者は自ら担保対象物を引き継ぐことができないため、民事裁判所に執行請求をしなければならないとしている。

恐らく、本条件は、債権者が担保対象物を売却するためにそれらを占有する必要がない場合には適用されない。

裁判所は、第15条第2項の審理において本条件のみに言及しているが、信託担保法第30条は、債務者に担保対象物を債権者に引き渡す義務を課していることにも留意すべきである。これに対応して、第30条は、債権者が担保対象物を引き継ぐ権利を有することを規定している。裁判所は第30条について検討も解釈もしていない。



信託担保法第 15 条第 3 項

本規定は、「債務者が債務不履行に陥った場合、債権者は担保対象物を売却する権利を有する」と明記している。

憲法裁判所によれば、15 条第 3 項は、債権者が債務者の債務不履行を一方的に判断することはできないと解釈しなければならない。むしろ、当事者間の合意または特定の法的手続に基づくものでなければならないと解釈される。

第一条件： 契約不履行の存在は債権者により一方的に決定されるのではなく、当事者間の合意に基づいて決定されなければならない。

契約不履行に関する裁判所の議論は、契約不履行の概念がしばしば不明確であるという裁判所の見解に基づいている。裁判所が第 3 項 16 で、「『契約不履行』がいつ発生したとみなされ、誰がそのような決定を下す権利を有するかが問題となる。本法律の下では答えは不明確である」と述べている。従って、裁判所は「どの時点を債務者の債務不履行とみなすべきかについて；債務者が各返済において支払を怠った若しくは支払が遅延した、または支払期日に遅れた時点であるのか」に関して法的に不明確であるとの見解である。

上記で詳述したように、本判決は、債務不履行の条件を定めた信託担保証書について債権者と債務者間の合意があり、かつ、債務者がこれら債務不履行の条件のいずれかを満たしている場合、債務者に債務不履行の承認は必要ないと解すべきである。契約書が債務不履行の条件を明確に規定している場合、債権者が債務者の債務不履行を一方的に宣言する必要はないと考えられる。本主張は、憲法裁判所の判断を支持すると考える。

第二条件： 「契約不履行の決定につながる訴訟に基づき」の意味は何か？

裁判所は、契約不履行は、債権者と債務者間の合意のほか、「訴訟」(upaya hukum)の結果として決定されることもあると加えている。これについては、裁判所は詳細には述べていないが、債務者には債務不履行の告発に対して自己防御する権利があるとされた裁判所の考えから、裁判所は債務者が債務不履行を犯したか否かについて裁判所の判断を得るための訴訟を指していると思われる。

裁判所が使用する「または」という用語が示すように、本条件は第一条件(債務不履行に関する合意)に代わるものである。したがって、両方の条件を満たす必要はない。

判決の影響

本判決は、複数の解釈の可能性を残している。これにより例えば債務者が債務不履行を最初に認めるべきと主張することにより、執行手続の妨害に利用される可能性がある。正しい解釈が債務者の債務不履行の承認を必要とする場合、民事裁判所が処理しなければならない事案の数が著しく増加する可能性がある。民事裁判所がこれら信託担保権実行の大量案件に備える準備があるかは不明であるが、これによる大量未処理案件は債権者による資産回収を遅らせる可能性がある。

www.hhp.co.id

HHP Law Firm
Pacific Century Place, Level 35
Sudirman Central Business District Lot. 10
Jl. Jenderal Sudirman Kav. 52-53
Jakarta 12190
Indonesia

電話 : +62 21 2960 8888
ファックス: +62 21 2960 8999